

委員会提出議案第1号

保育の質・安全を守るため保育士配置基準の改善を求める意見書

標記の議案を別紙のとおり、桑名市議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和5年3月23日 提出

提出者 教育福祉委員会委員長 森 下 幸 泰

## 保育の質・安全を守るため保育士配置基準の改善を求める意見書

近年、全国各地で保育の本質である「子どもを守る」という当たり前のことを大きく揺るがす出来事である、保育士による保育園児への虐待事件や通園バスへの置き去り事故をはじめ、罰を与えるような乱暴な関わり、人格を尊重しない関わり、物事を強要するような関わりや脅迫的な言葉掛けといった目を疑うような不適切保育が次々と発覚しており、その結果、保育施設を利用する保護者、これから保育施設を利用しようと考えている方、また、子どもを産み育てようとする方へ、大きな不安を与えることとなった。

市内各園においては、今一度、基本へ立ち返り、「子どもを守る」ということを再確認し、最善を尽くしているところではあるが、現場の保育士からは、「保育をするのが怖い」、「どのように保育をすればいいかわからない」等の悲痛な本音も聞こえており、保育士たちの保育から余裕が奪われている現状がある。

さらに、感染症対策による業務量の増加、報告書類の増加、保護者への細やかな対応による心労、そして、子どもたちが楽しみにする行事やイベントの準備等により、「子どもとゆっくりと関わり過ごす」時間は大幅に奪われ、日々の業務からも追われることで、保育士自身がいったい何のために保育を行うのか分からなくなるという状況もある。

この余裕のない保育については、一人ひとりの個々の能力の問題ではなく、現実離れした国の保育士の配置基準に原因の一端があると考えられる。それは、現在の国の基準において、一人の保育士が受け持つ子どもの人数を、0歳児は3人、1・2歳児は6人、3歳児は20人、4・5歳児は30人と定められており、この体制で、1日11時間、週6日子どもたちの保育を行うこととなるためである。

少しでも余裕のある保育を行い、その余裕のある保育で、保育の質及び安全を守っていくためには、国が責任を持ち、改善を進める必要があることから、下記の事項が実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1. 職員配置基準を早急に改善すること

現行の0歳児を3対1とする設定を基礎として、1歳児を4対1へ、2歳児を5対1へ改善し、さらに、3歳児を15対1へ改善し、それらを「従うべき基準」として位置付け、4歳児以上を20対1へ改善すること。

また、上記、配置基準の改善に先行して取り組んでいる施設に対して加算処置を行うこと。

#### 2. 保育士の働き方を守るために、最低基準以外の保育士配置を充実すること

現状、公定価格上の必要保育士としては、年齢別の配置基準以外では、非常勤保育士1名と、保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については、その利用定員から見た割合に応じて、常勤もしくは非常勤の保育士1

名のみであり、そうした保育士配置で、週 40 時間労働の保育士が週 6 日勤務や日によっては、11 時間保育を行っている。

このような保育環境を改善するため、保育標準時間に対応する 1 日 3 時間分の保育士や土曜保育、年休取得、休憩時間、そして、事務作業時間の代替えなどを行うための保育士をしっかりと配置できるような基準を設け、保育士が無理せず通常の働き方で保育ができるような環境にすること。

### 3. 自治体事業ではなく、国の事業として加配保育を実施すること

配慮や手立ての必要な子どもたちの保育に関しては、加配保育という方法で、専属の保育士を配置して保育を行うが、その保育については、国からの支援はなく、自治体の単独事業となり不十分な対応となっていることから、加配保育についてもしっかりと国の責任において行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 3 月 23 日

桑 名 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣 様  
財 務 大 臣 様  
厚 生 労 働 大 臣 様  
文 部 科 学 大 臣 様  
内閣府特命担当大臣（少子化対策）様  
衆 議 院 議 長 様  
参 議 院 議 長 様